第１章　総　則

第１節　地域防災計画の目的・方針

第１項　目的及び性格

１　目的

大野町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条第１項の規定に基づいて大野町防災会議が策定したものです。本計画は町の災害対策に関する総合的な計画であり、風水害、土砂災害、地震、大規模事故等の災害を対象とし、災害予防計画、災害応急対策、復旧計画を体系的に取りまとめています。本計画を効果的に活用することによって、地域並びに住民の生命・身体・財産を災害から保護するとともに、災害による被害の最小化を目指し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とします。

２　計画の用語

①災害時とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。

②自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪、その他異常な自然現象（地震を除く。）をいう。

③事故災害とは、大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害その他の大規模な人為的事故をいう。

④要配慮者とは、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をいう。

３　計画の修正

本計画については、災害対策基本法第４２条第１項の規定に基づいて毎年検討を行い、必要がある場合は修正を行います。

４　他計画との関連

本計画の策定にあたっては、国の防災基本計画、指定行政機関等が作成する防災業務計画、岐阜県地域防災計画、岐阜県水防計画等との整合を図っています。本計画に定められていない事項については、岐阜県地域防災計画の該当する項を準用します。

なお、大野町水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全を確保するよう配慮するとともに、河川管理者の同意を得た上で、河川に関する情報提供等の連携強化について定めます。

また、本計画の国土強靭化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法に基づく、「国土強靭化基本計画」との調和を保ちつつ「岐阜県強靭化計画」を指針とするものとします。このため、県及び市町村は、国土強靭化に関する部分については、岐阜県強靭化計画の基本目標である、

①県民の生命の保護が最大限図られること
②県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④迅速な復旧・復興

を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図ります。

本計画に基づく施策推進にあたっては、2015 年 9 月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって 2030 年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいきます。特に、目標 11「住み続けられるまちづくりを」及び 13「気候変動に具体的な対策を」を目指した取組みを推進します。

５　計画の徹底

町及び関係機関は、平素より、研究、訓練、その他の方法によって、本計画の習熟に努めます。また、各機関は、必要に応じ、従事職員、住民、町内の事業所・団体等に対して、計画の周知・徹底を図ります。

第２項　　計画の方針

１　計画書の構成

本計画は、防災計画本編（総則・災害予防計画・災害復旧対応・復旧計画）、災害対応体制・組織編、災害対応マニュアル編、資料編、様式編の構成となっています。

（１）防災計画本編

本計画本編は、「総則」「災害予防計画」「災害応急対策」「復旧計画」の４章で構成されています。「総則」には、地域防災計画の目的・方針、計画の前提となる町の自然・社会条件や災害特性、住民・自主防災組織・事業所の役割・責務等が記されています。また、「災害予防計画」「災害応急対策」「復旧計画」では、平常時（災害発生前）、災害発生直前・直後、災害後中長期の各時期において、町及び関係機関がとるべき対策の概要を整理して記載しています。

（２）災害対応体制・組織編、災害対応マニュアル編、資料編、様式編

災害対応体制･組織編は、災害対応の災害時の体制･具体的事務分掌事項を記載しています。災害対応マニュアルは災害時及び災害が発生するおそれがある段階に手順良く行動できるよう行動手順を記載しています。資料編、様式編は計画の前提条件に関係する資料や各種事務手続に用いる書類の様式等を取りまとめたものです。

２　本計画の対象とする災害の範囲

本計画において対象とする災害の範囲は、以下のとおりです。

【自然災害】

①異常気象災害（暴風、竜巻、豪雨、洪水、豪雪等）

②土砂災害（地すべり、土石流、がけ崩れ等）

③地震災害（内陸型地震、海溝型地震等）

【事故災害】

①事故災害（航空機事故、大規模な道路交通事故等）

②原子力事業所における原子力災害、核燃料物質等の運搬中の事故

③危険物・毒劇物等の飛散、漏洩、流出等

④大規模な火災・爆発（大規模工場等の火災・爆発、林野火災等）

３　計画の基本的方向

本計画の策定にあたっては、以下のような基本的な考え方を取り入れることによって、住民の多様な視点を反映しながら地域防災力の一層の強化を図り、災害による被害の最小化を図ります。同時に、本計画を上回る災害が発生した場合でも、計画の効果が粘り強く発揮されるような計画を目指します。

- **大規模・広域災害への対処**：複数の災害が同時または連続して発生し、影響が複合化する複合災害や、多数の都道府県、市町村が災害の影響を受ける「超」広域災害の発生可能性を考慮し、そうした災害にも十分に対処できる余裕のある計画とします。
- **ハード対策とソフト対策の組み合わせ**：災害の規模が大きくなればなるほど防災対策（ハード対策）だけでは被害を十分に防ぐことができない場合があるため、減災対策（ソフト対策）も組み合わせて推進し、災害時の被害の最小化を目指します。
- **自助・共助による防災の推進**：「自らの生命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」という自助・共助の考え方のもと、住民一人一人の自覚と努力を促すとともに、自主防災組織活動の支援に努めます。
- **防災現場への女性や多様な世代の参画の促進**：地域防災力の向上を図るため、男女共同参画の考え方に基づき、防災や防災に関する意思決定の現場への女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めます。また、多様な世代や要配慮者・避難行動要支援者（※）等が防災現場に参加しやすい環境づくりを進め、地域における生活者の多様な視点が防災対策に反映されるように努めます。
- **要配慮者・避難行動要支援者の支援**：特別な配慮が必要な要配慮者・避難行動要支援者を支援する各種対策を講じることにより、要配慮者・避難行動要支援者にやさしい地域づくりを進めます。

※「要配慮者・避難行動要支援者」の定義については、本編第２章第２３節「要配慮者・避難行動要支援者対策」及び資料編 S3-16-01「避難行動要支援者名簿の作成に関する事項」の「避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲」を参照のこと。

第２節　計画の前提条件

第１項　自然条件

１　位置・面積

大野町は、岐阜県の南西部、濃尾平野のほぼ西北端に位置する東西 5.8km、南北 11.7km、総面積34.20km²の自治体です。揖斐郡に属し、北は揖斐川町に、東は本巣市と瑞穂市に、西は神戸町と池田町に接しています。また、県庁所在地の岐阜市には直線距離で約 13km、名古屋市には約 40km の距離にあります。

大野町の位置

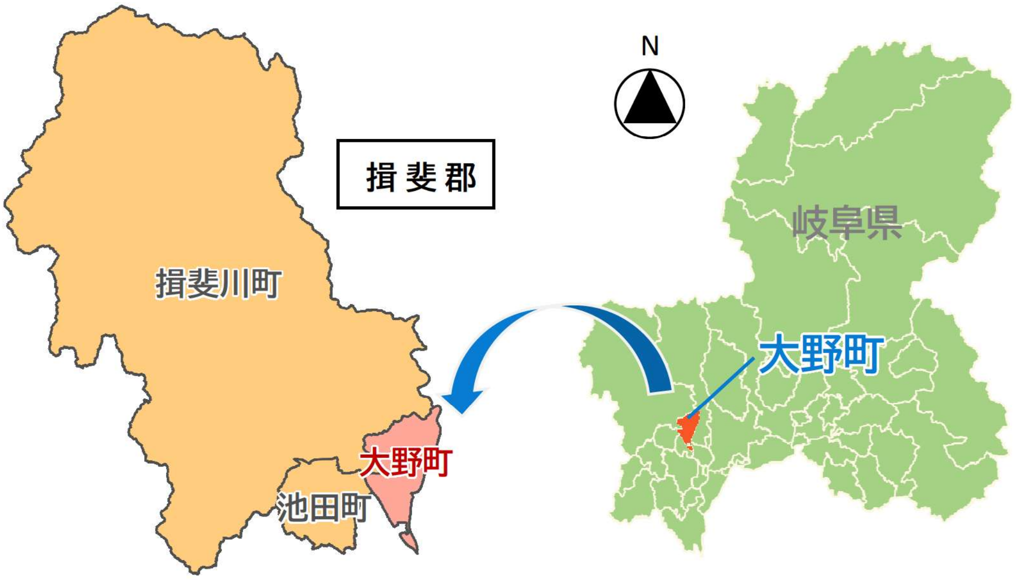

●町の位置

位置		距離	
東経	１３６°３７’	東西	５．８km
北緯	３５°２８’	南北	１１．７km
		海抜	２２．１m

２　地形・地勢

町には、北部に大谷山、滝谷山等、標高300～400mの山地がありますが、町域の大半はふたつの河川の合流地域に開けた平坦地です。東、西、南の三方を川に囲まれており、東の町境には根尾川が、西の町境には揖斐川が南北方向に流れ、このふたつの河川が町の南端で合流しています。

３　気象

町の気候は表日本式気候で、2025年の平均気温は16.4℃、年間降水量は2,644mmとなっています。

大野町の気象（揖斐川、2025年）

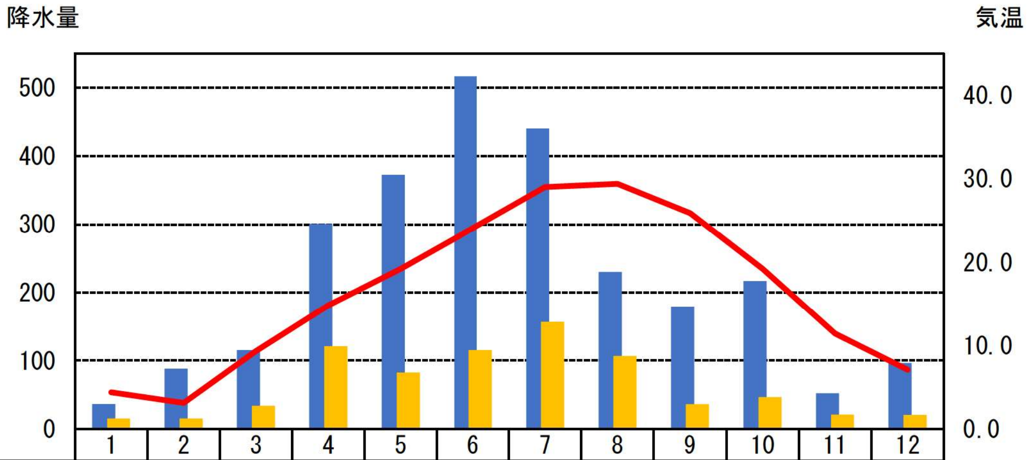

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
降水量[mm]	36.5	88	115.5	300.5	372.5	517	440	230	179	216.5	52	96.5
日最大降水量[mm]	15.5	15.5	34	121	82.5	115.5	156.5	106.5	36	46.5	21	20.5
気温[℃]	4.4	3.1	9.3	14.8	19.2	24.1	29	29.4	25.9	19.2	11.4	7.1

出典：気象庁ホームページ（アメダス観測データ）より作成

第２項　　社会条件

1　人口・世帯

町は、令和 8 年 2 月 1 日現在、人口が 21,054 人（男 10,410 人、女 10,644 人）、世帯数が 8,363 世帯、人口密度が 615 人/km^2 です。

昭和 45 年以降、国勢調査における人口は一貫して増加してきましたが、平成 27 年に初めて減少に転じ、令和 2 年に 22,041 人になりました。

年齢別人口の推移を見ると、65 歳以上の人口が年々大きく増加し、令和 2 年には 30.1%と人口に占める割合も大きく増加していることから、地域防災計画の策定にあたっても、高齢者に対する配慮が求められています。

人口の推移

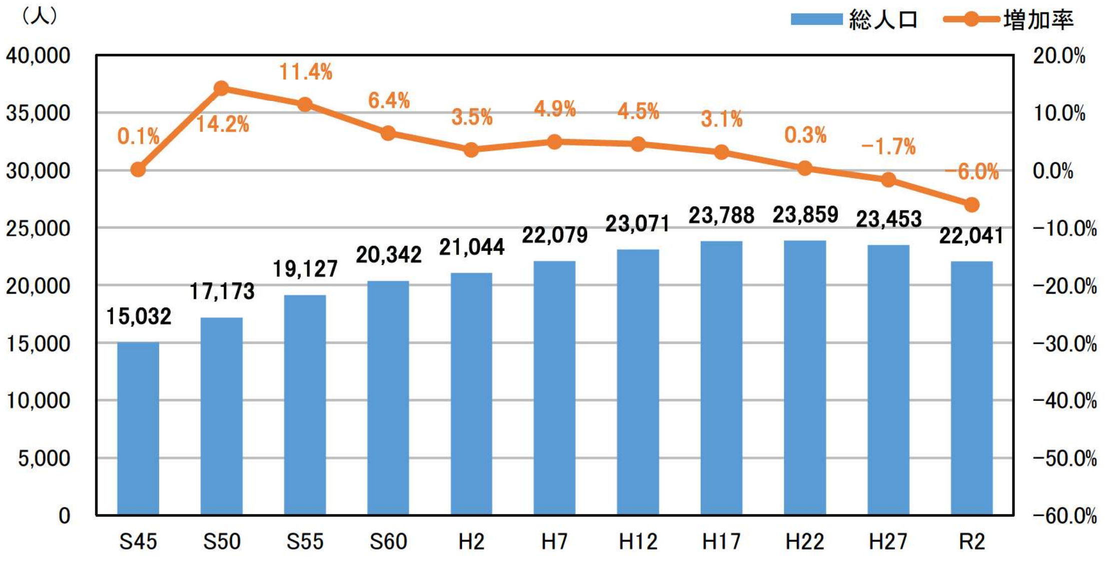

年齢３区分人口の推移

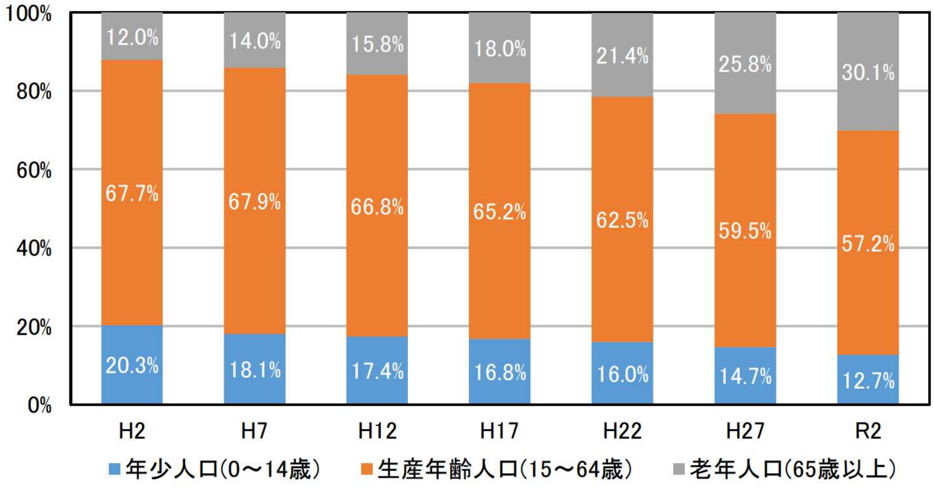

出典：国勢調査

2　交通

（1）道路

町の幹線道路としては、町のほぼ中央部を国道 303 号が東西に通っています。国道 303 号は、主要地方道（岐阜大野線、岐阜関ケ原線）や県道によって補完されており、これらの道路網によって、岐阜市、大垣市とは 20～30 分で結ばれています。

現在、都市計画道路として、東西方向に大野揖斐川線、大野池田線、池田岐阜線（主要地方道岐阜関ケ原線）、南北方向に大垣神戸大野線が計画されているほか、町の南部に東海環状自動車道及び大野神戸インターチェンジが開通し、今後、交通アクセスの飛躍的な向上が期待されています。

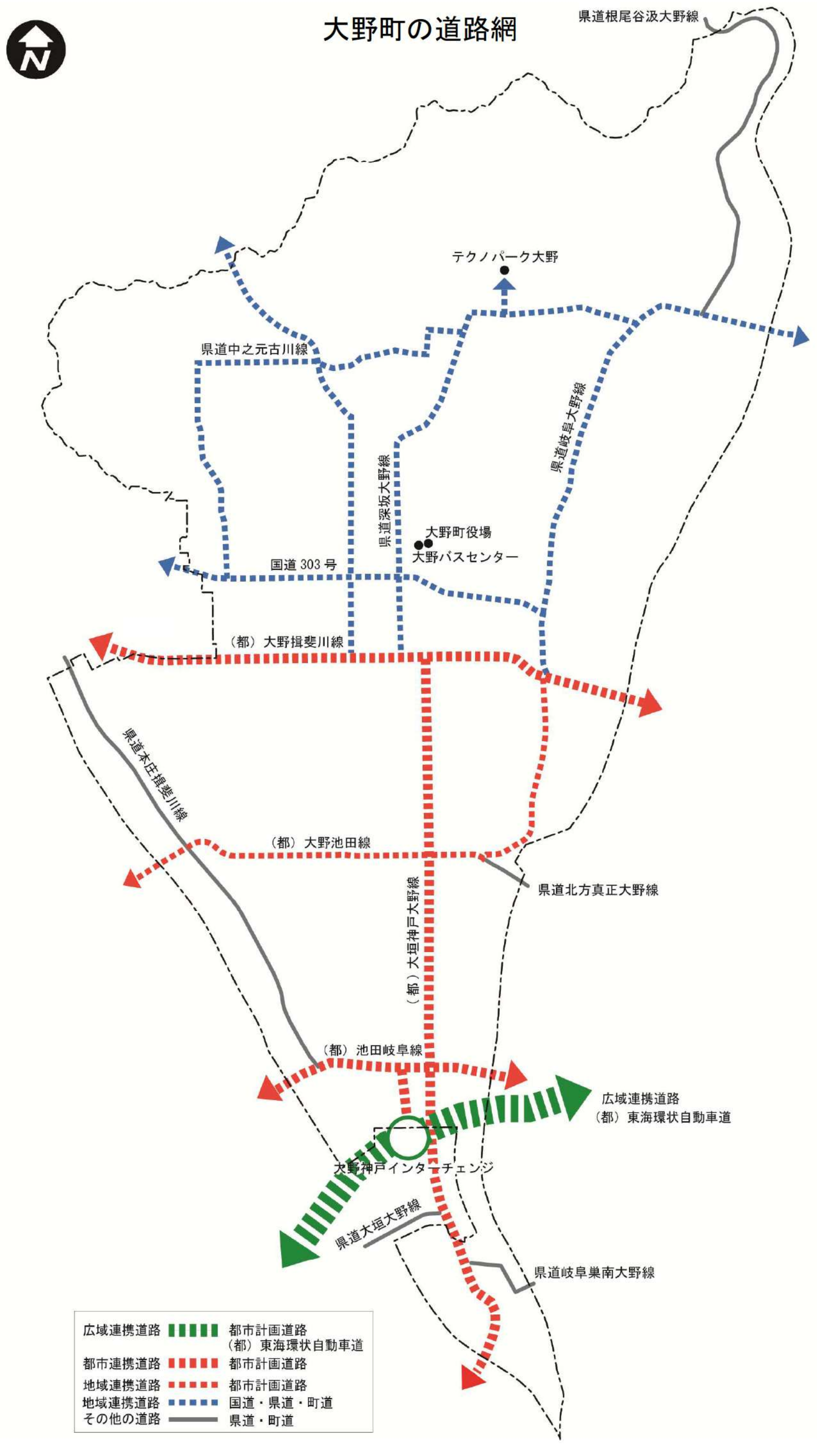

『大野町都市計画マスタープラン』（大野町、平成 29 年 8 月）をもとに、一部修正

（２）公共交通

名古屋鉄道谷汲線・揖斐線の廃線に伴い、町の公共交通は、現在、町内を運行区域とする大野デマンドタクシー「あいのりくん」と町外へとつながるバス路線となっています。バス路線は、大野バスセンターを起終点として６路線（岐阜バス４路線、名阪近鉄バス１路線、揖斐川町ふれあいバス１路線）及び、東海環状自動車道　大野・神戸インターチェンジの開通に伴い、道の駅パレットピアおおのと名古屋駅を結ぶ高速バス「にしみのライナー」が運行されています。

大野町の公共交通網

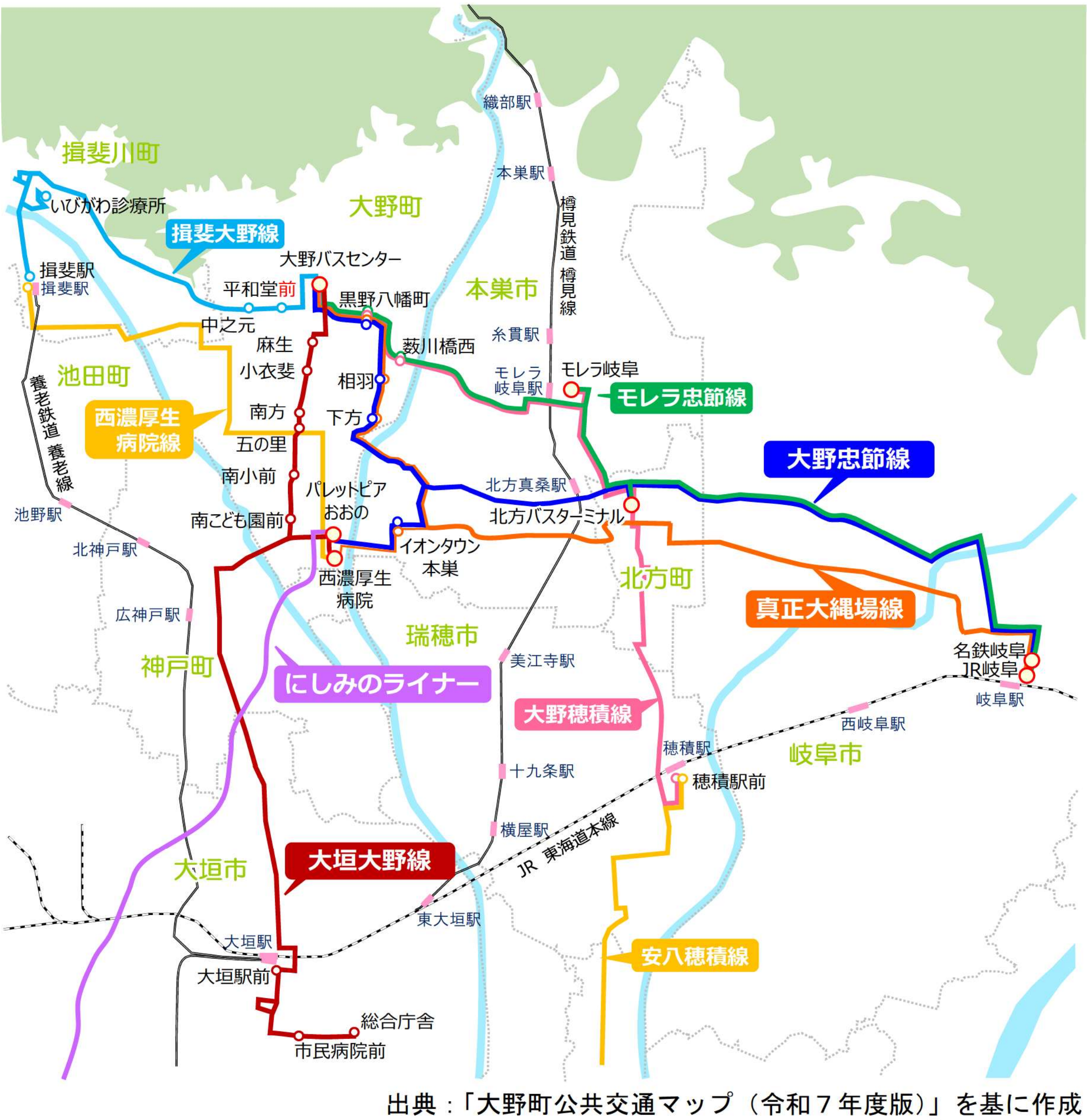

出典：「大野町公共交通マップ（令和７年度版）」を基に作成

第３項　　災害特性

１　風水害

町の町境を流れる揖斐川、根尾川はともに「洪水予報河川」[注1]に指定されており、これらの河川に三方を囲まれていることから、町は「外水氾濫」「内水氾濫」[注2]の両方に警戒する必要があります。

揖斐川については、大野町公郷から根尾川合流点までの区間において、「外水氾濫」の危険があります。徳山ダムや横山ダムの整備に伴って治水安全度は大幅に向上しましたが、両ダムで洪水調節を行っても、中流部において河道の断面積が不足しており、平成 14 年 7 月洪水[注3]時の流量を安全に流下させることは困難となっています。

また、根尾川については、山口頭首工が洪水の安全な流下を阻害しているとともに、河道の断面積が不足しているため、平成14年7月洪水時の流量を安全に流下させることが困難となっています。そのため、大野町稲富から揖斐川合流点までの区間において、「外水氾濫」に警戒する必要があります。

これらの河川で破堤や越水氾濫が起きると、下座倉地区等において、最大で 10.0m 以上の浸水が発生すると想定されています。

一方、「内水氾濫」については、三水川及び花田川周辺の牛洞、野、西方、大野、黒野、六里、相羽、下方、上磯、下磯、本庄、下座倉といった地区において警戒が必要です。

注1　洪水予報河川：水防法に基づいて指定され、洪水のおそれがある場合にその情報を流域住民に周知する河川。

注2　外水氾濫：降雨等によって河川の水位が上昇し、破堤や堤防から水が溢れる越水氾濫によって浸水が生じる現象。

内水氾濫：小河川や下水路の排水能力不足等によって、降雨を十分に排水できなくなって引き起こされる氾濫。

注3　平成 14 年 7 月洪水：根尾川流域の本巣市根尾観測所において最大時間雨量 111mm、総雨量 562mm を観測、また根尾川の山口地点では戦後最高水位を記録。

◆大野町の災害履歴　　資料編　S1-02-01

木曽川水系揖斐川浸水想定区域

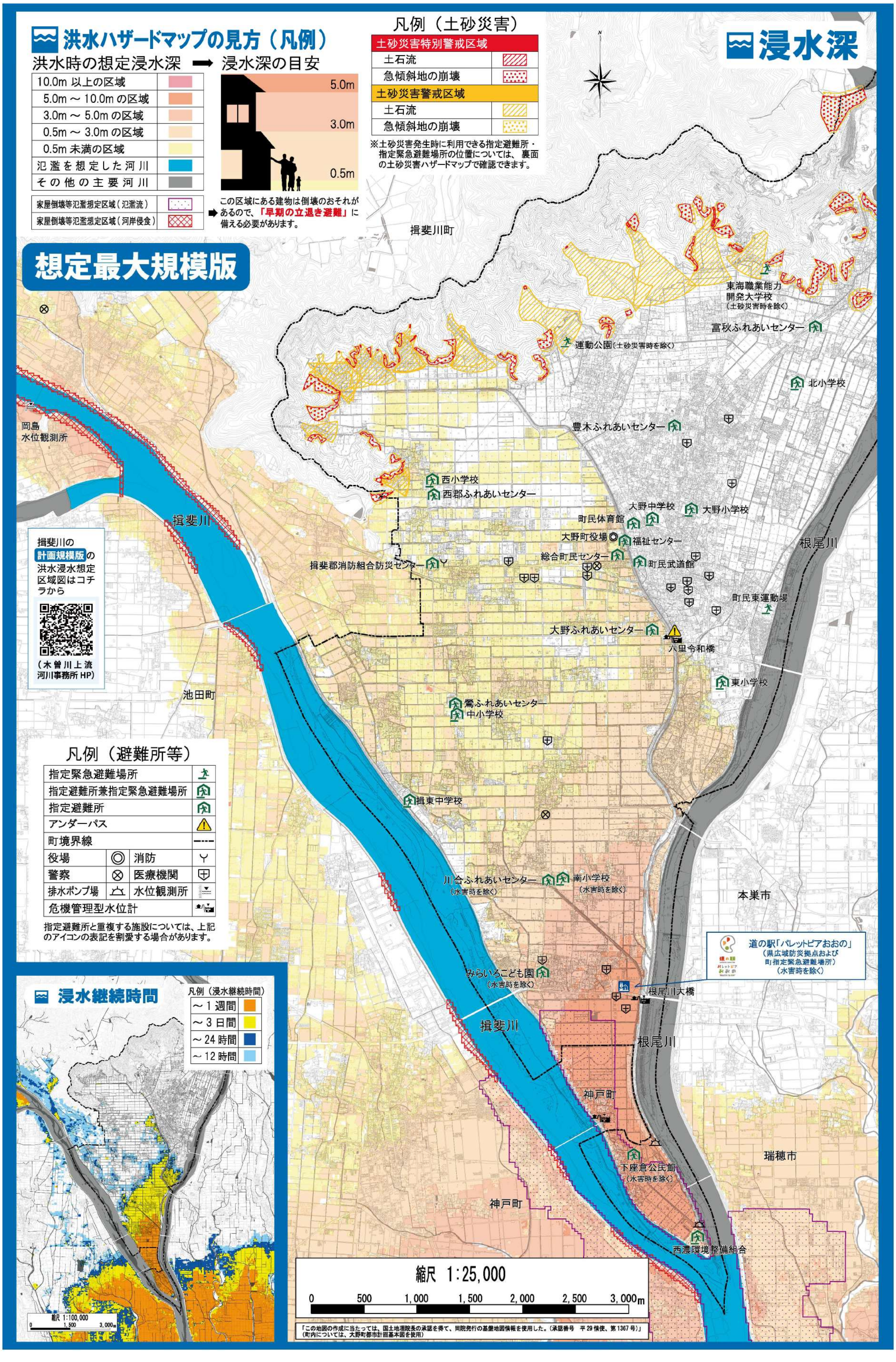

出典：大野町防災マップ（洪水ハザードマップ）

木曽川水系根尾川浸水想定区域

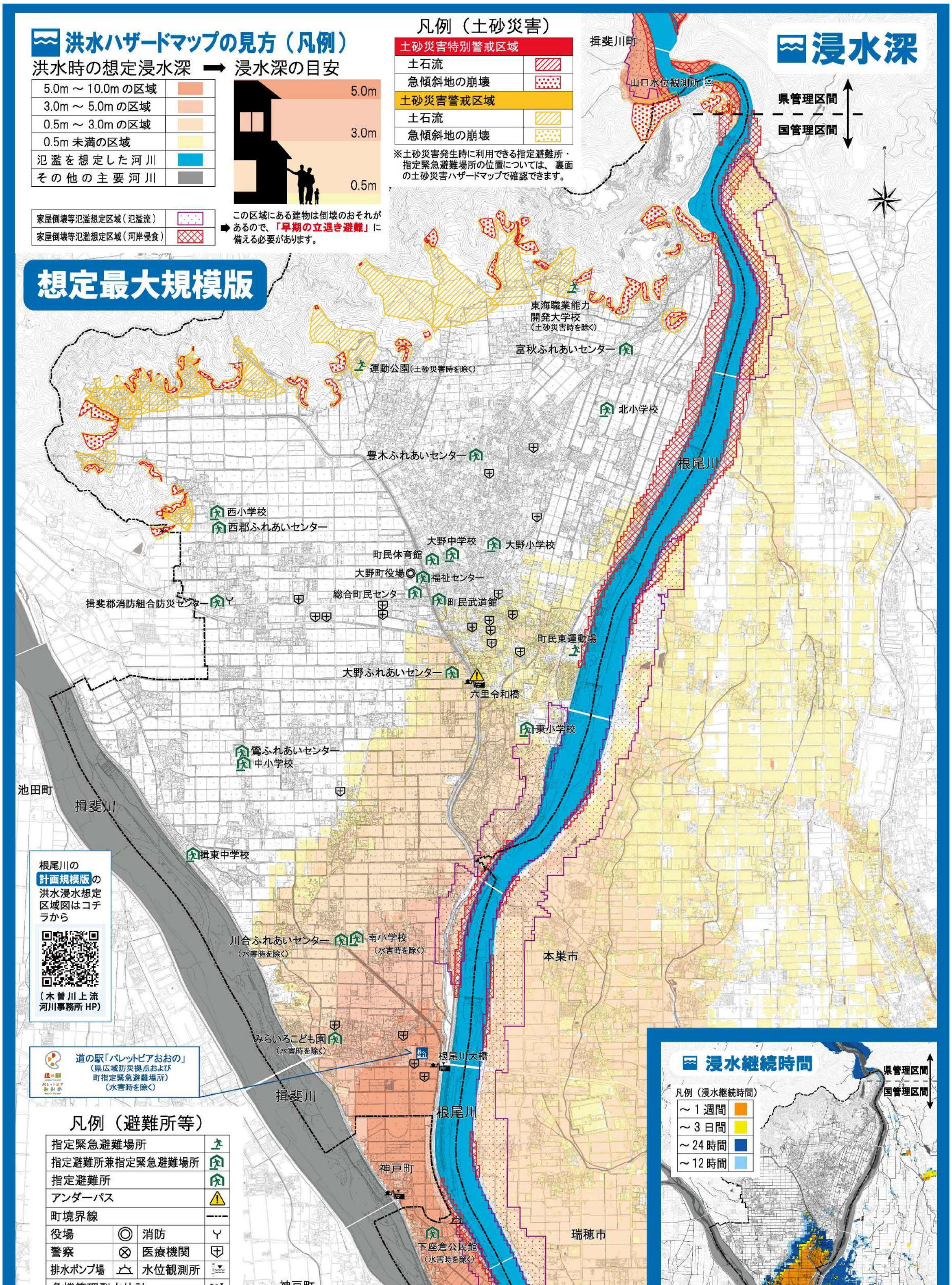

出典：大野町防災マップ（洪水ハザードマップ）

木曽川水系三水川浸水想定区域

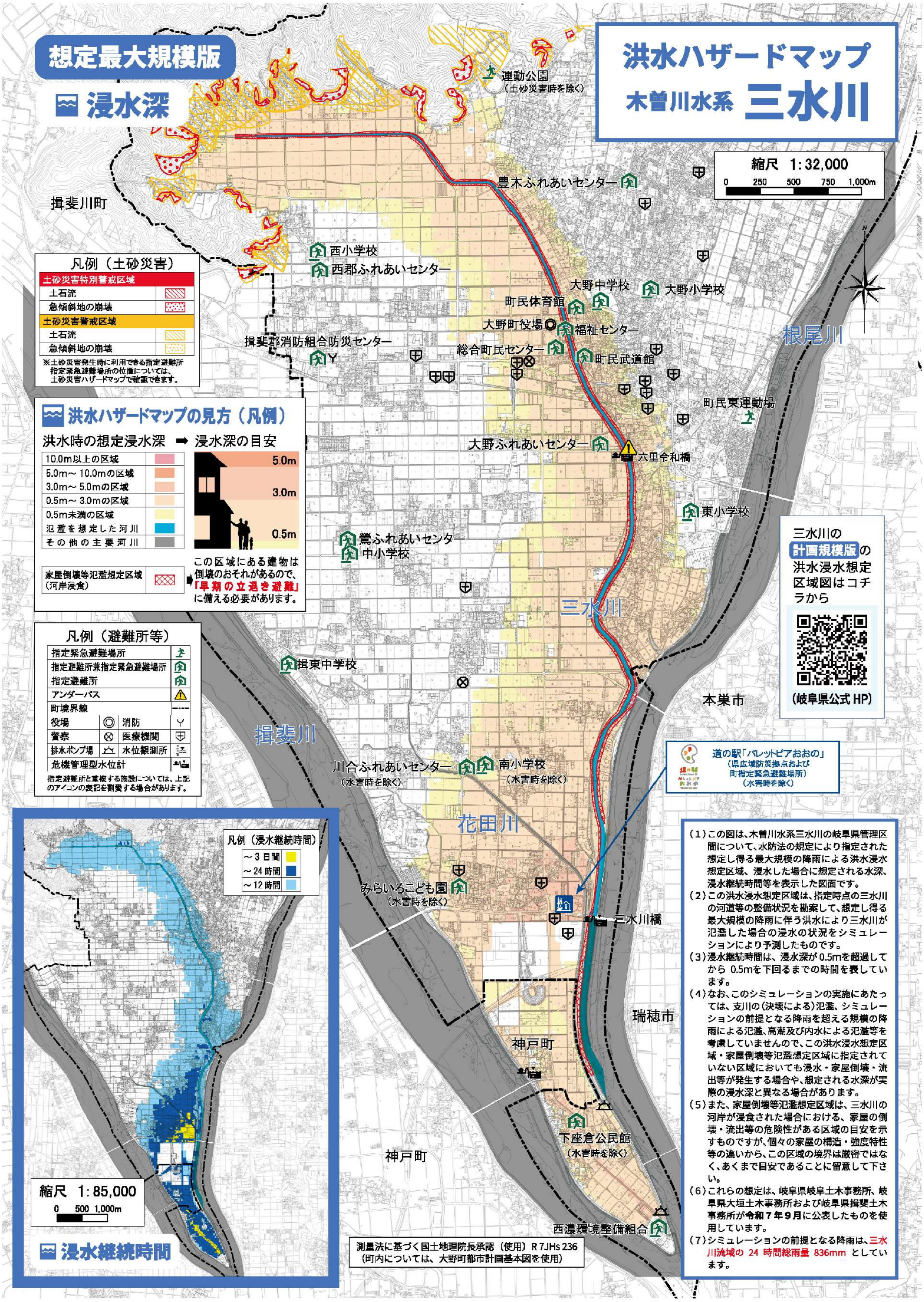

出典：大野町洪水ハザードマップ

木曽川水系花田川浸水想定区域

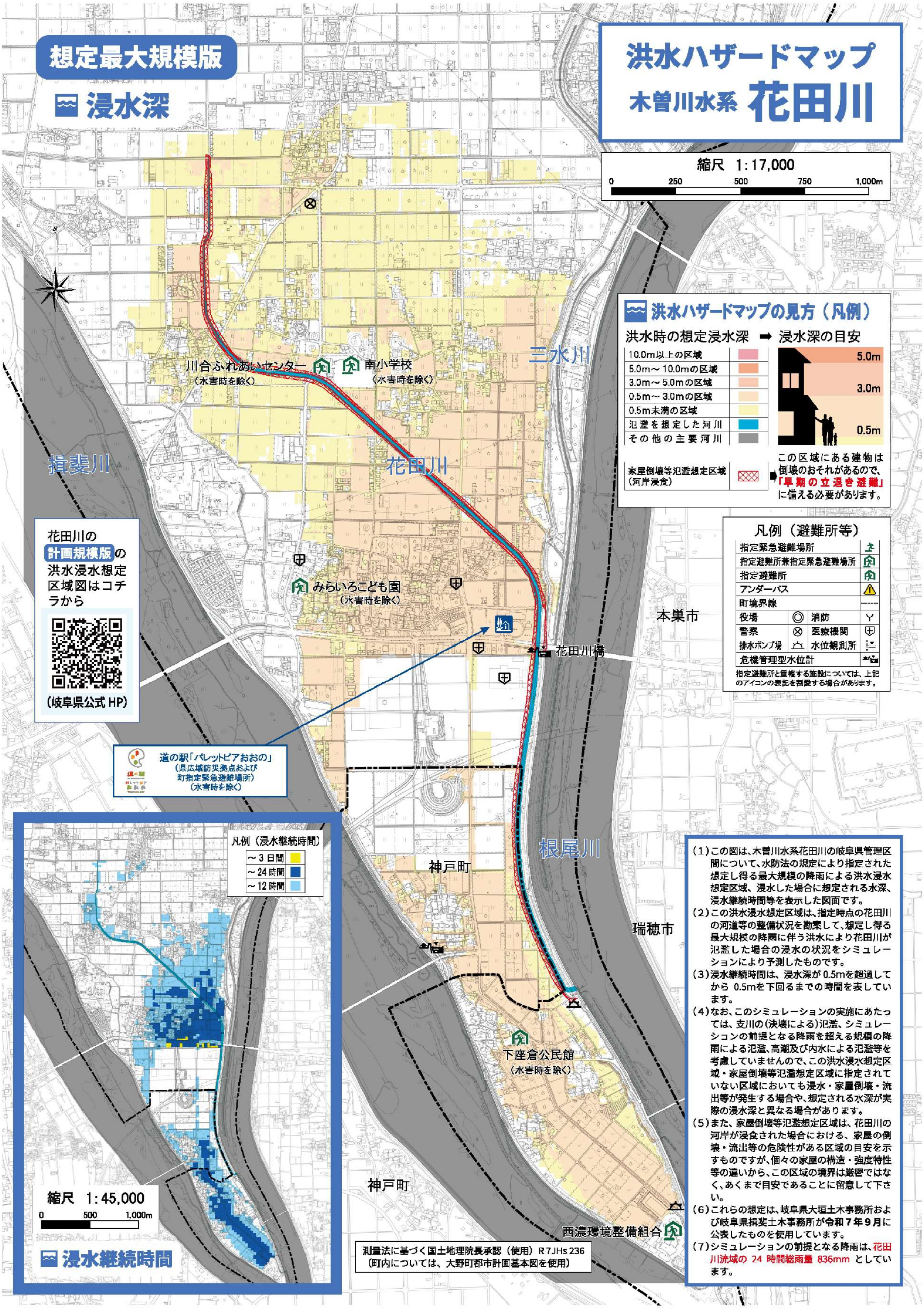

出典：大野町洪水ハザードマップ

2　土砂災害

土砂災害には、土石流（山や谷（渓流）の土・石等が雨による水と一緒にすごい勢いで流れてくる現象）、急傾斜地の崩壊（(傾斜度 30 度以上で高さ 5m 以上のもの）雨水等が地面にしみこみ、緩んだ地盤が突然崩れ落ちる現象）、地すべり（雨水等により、地面にしみこんだ水が地盤を持ち上げ、広い範囲にわたりゆっくり動き出す現象）がありますが、町では、土石流と急傾斜地の崩壊に注意が必要です。

土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊）警戒が必要な区域としては、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」)に基づき、町内においては、土砂災害警戒区域が 53 箇所（土石流 18 箇所、急傾斜地の崩壊 35 箇所）が指定されており、これらの区域が指定される地区の土砂災害ハザードマップを配布し、危険の周知、警戒避難体制の整備等を推進します。

土砂災害警戒区域図

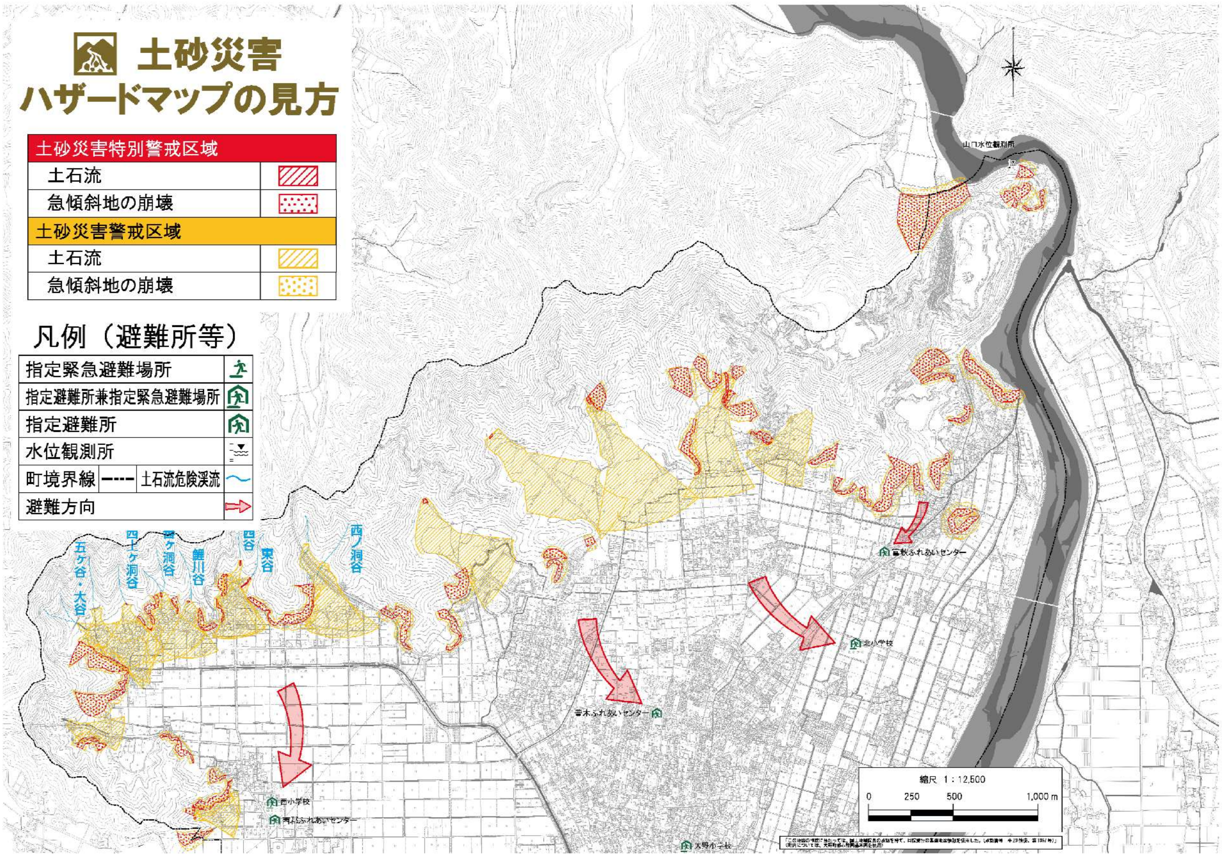

出典：土砂災害ハザードマップ

３　地震災害

（１）海溝型地震

海溝型地震とは、海域（海溝等）を震源とする地震を指します。岐阜県近辺では、四国から東海にかけての海域を震源とする大地震（東海地震、東南海地震、南海地震）が、約 100～150 年の間隔で繰り返し発生しています。南海トラフ地震の震源域については前回の地震発生以来約 70 年が経過する一方、東海地震の震源域に関しては、前回発生（安政東海地震、1854 年）以来、約 160 年が既に経過しています。そのため、これらの海域を震源とする地震が、近いうちに発生するのではないかといわれています。

南海トラフ地震とは、東海地震等の震源域を含めた駿河湾から九州東方沖に至る南海トラフ沿いの広い震源域が連動して発生する地震を指します。『南海トラフ地震等被害想定調査結果について』（平成 25 年 2 月、岐阜県防災課発表）によると、マグニチュード 9.0 クラスの南海トラフ地震が発生した場合、町では震度が 5 強～6 弱（震度 6 弱の地域に人口の 100%が居住）になると予測されています。

南海トラフ巨大地震　震度分布図

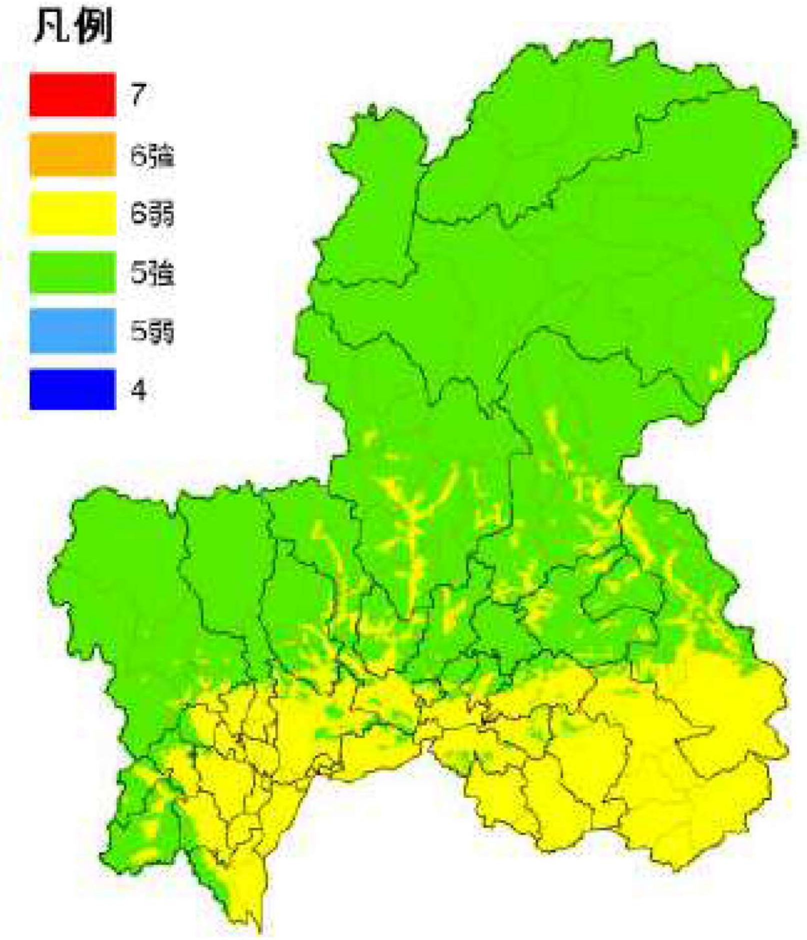

出典：『南海トラフ地震等被害想定調査結果について』

（岐阜県防災課、平成 25 年 2 月）

（２）内陸型地震

内陸型地震とは、内陸部にある活断層のずれによって発生する地震を指し、直下で発生すると地震自体の規模が小さい場合でも大きな被害をもたらす可能性があります。岐阜県は全国的にみて活断層の分布密度がかなり高い地域といわれ、町近辺の活断層としては、根尾谷断層、関ヶ原断層、養老断層等があげられます。中でも、日本の内陸部において発生した有史以来最大の地震とされる濃尾地震（1891 年、マグニチュード 8.0）は、根尾谷断層の活動によって発生した地震です。

『南海トラフ地震等被害想定調査結果について』(平成 25 年 2 月、岐阜県防災課発表)には、前述の南海トラフ地震に加えて、4 つの断層帯を対象とした内陸型地震の被害想定が示されています。町については、被害想定が示された 4 つの断層帯のうち養老− 桑名− 四日市断層帯（養老町から三重県四日市市に及ぶ約 57km の断層）を原因とする地震の影響が最も大きく、マグニチュード 7.7 クラスの地震が発生した場合に、震度が 6 弱〜6 強(震度 6 強の地域に人口の 67%が、震度 6 弱の地域に人口の 33%が居住）になると予測されています。また、『内陸直下地震被害想定調査』（平成 31 年 2 月）では、県内主要断層帯における内陸直下地震の震度分布解析及び被害想定調査結果が公表されました。町においては、揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯を原因とする地震の影響が最も大きく、最大震度が 6 弱になると予測されています。

養老− 桑名− 四日市断層帯地震　震度分布図

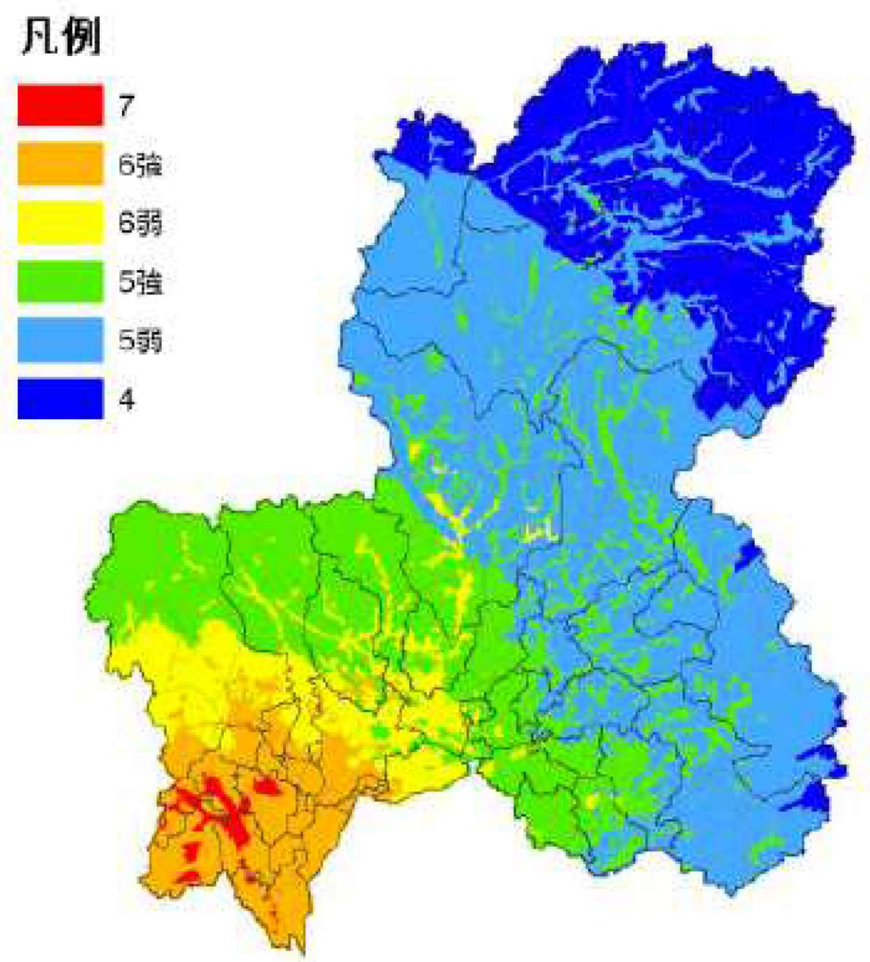

出典：『東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果について』
（岐阜県防災課、平成 25 年 2 月）

揖斐川－ 武儀川（濃尾）断層帯　震度分布図

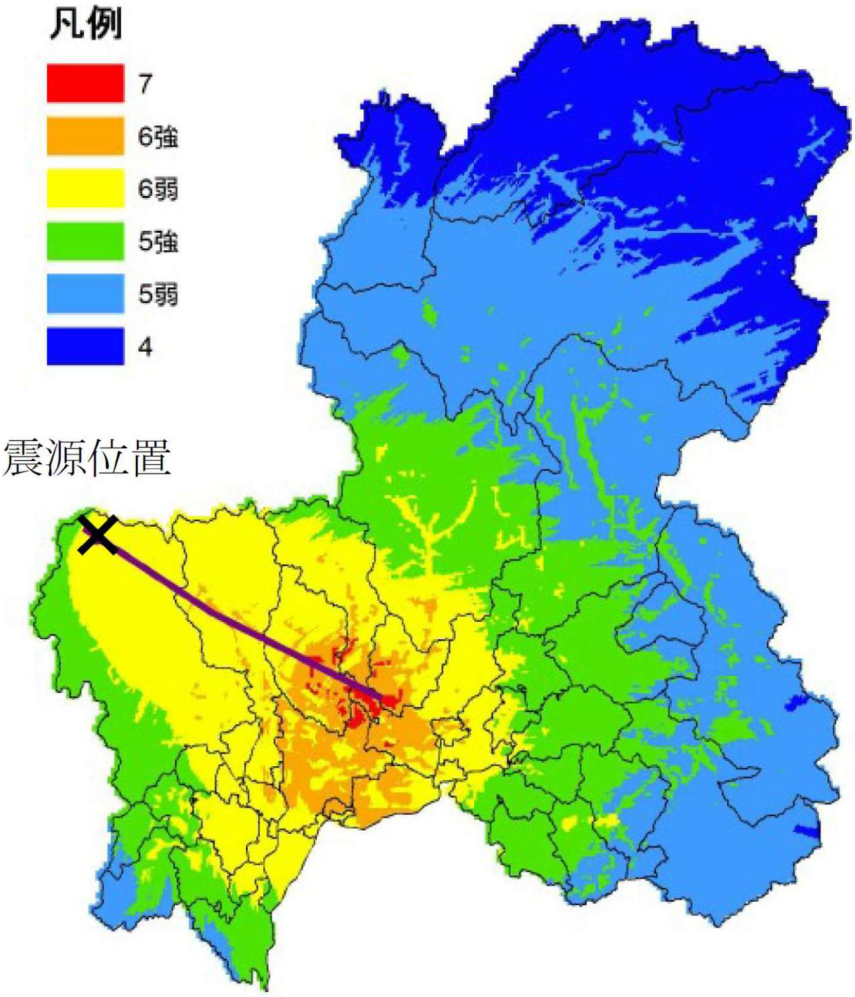

出典：『平成 30 年度　岐阜県内陸直下地震等被害想定調査』
（岐阜県防災課、平成 30 年度）

（３）大野町における地震災害の特色

町の平野部は、沖積層が厚く堆積した箇所等を中心として地盤が軟弱であるため、液状化や地盤沈下による被害が大きいと考えられます。一方、山間部は、特に内陸型地震に見舞われた場合、震源となった活断層の位置や地震の規模によっては、山崩れや土石流が発生する可能性が考えられます。

揺れやすさマップ

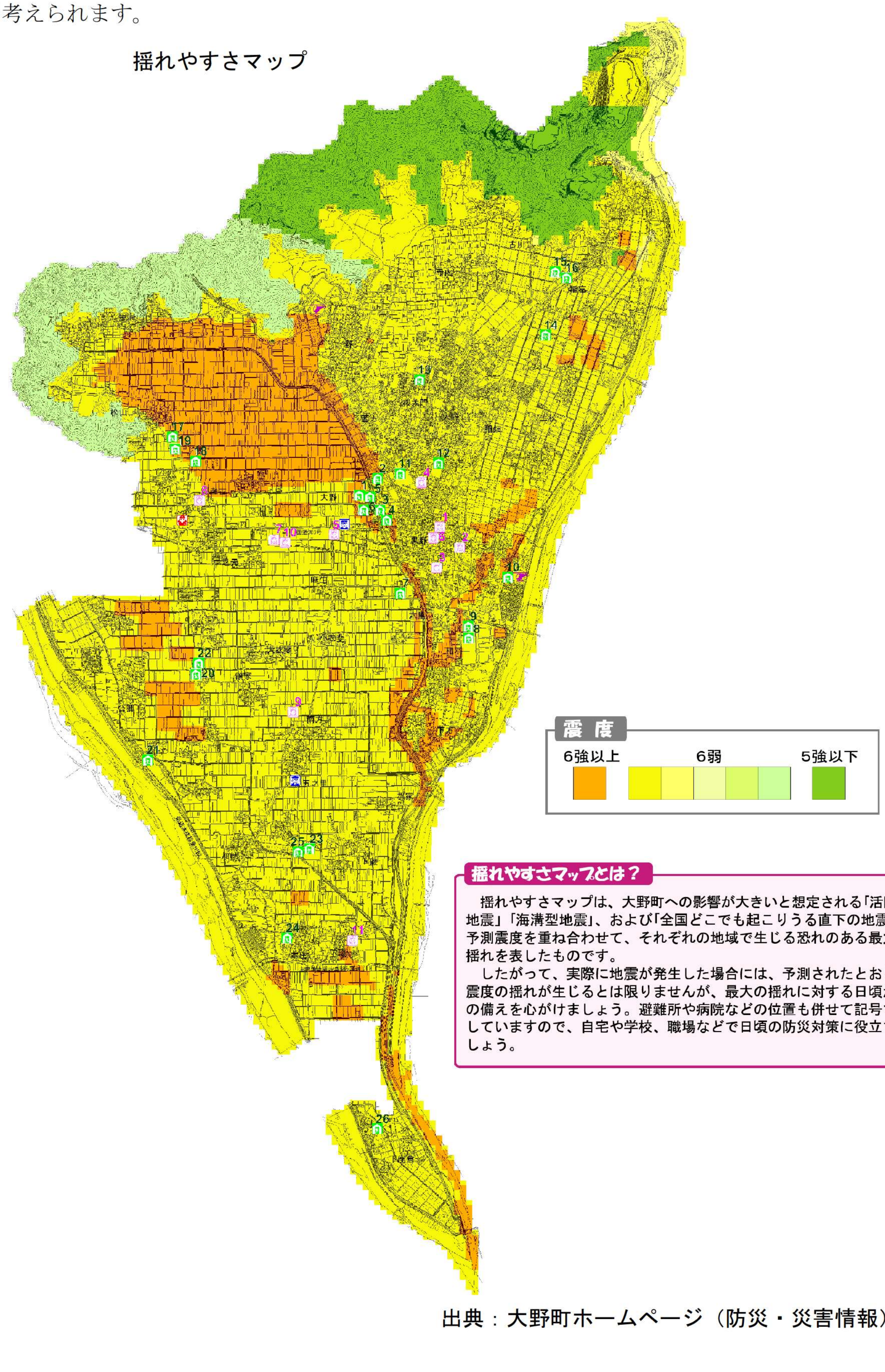

揺れやすさマップとは？

揺れやすさマップは、大野町への影響が大きいと想定される「活断層地震」「海溝型地震」、および「全国どこでも起こりうる直下の地震」の予測震度を重ね合わせて、それぞれの地域で生じる恐れのある最大の揺れを表したものです。

したがって、実際に地震が発生した場合には、予測されたとおりの震度の揺れが生じるとは限りませんが、最大の揺れに対する日頃からの備えを心がけましょう。避難所や病院などの位置も併せて記号で表していますので、自宅や学校、職場などで日頃の防災対策に役立てましょう。

出典：大野町ホームページ（防災・災害情報）

地域の危険度マップ

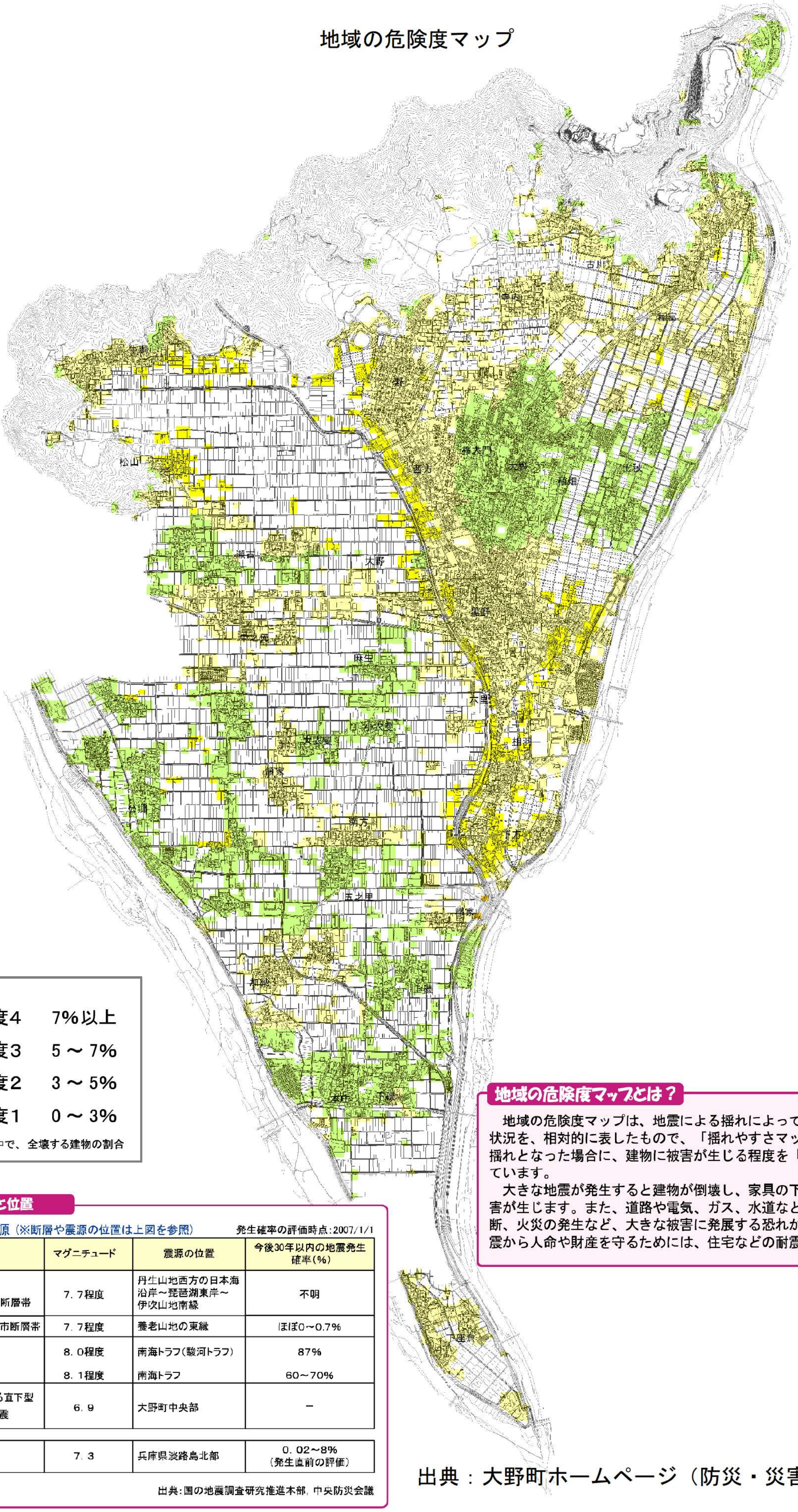

危険度

- 危険度4　7%以上
- 危険度3　5 ～ 7%
- 危険度2　3 ～ 5%
- 危険度1　0 ～ 3%

※地域内の建物の中で、全壊する建物の割合

地域の危険度マップとは？

地域の危険度マップは、地震による揺れによって発生する建物被害の状況を、相対的に表したもので、「揺れやすさマップ」で示した最大の揺れとなった場合に、建物に被害が生じる程度を「危険度」として表しています。

大きな地震が発生すると建物が倒壊し、家具の下敷きになるなどの被害が生じます。また、道路や電気、ガス、水道などのライフラインの寸断、火災の発生など、大きな被害に発展する恐れがあります。大きな地震から人命や財産を守るためには、住宅などの耐震化が必要です。

想定地震と位置

●想定地震と震源（※断層や震源の位置は上図を参照）　　発生確率の評価時点：2007/1/1

	地震名	マグニチュード	震源の位置	今後30年以内の地震発生確率(%)
想定地震	活断層型 ◆柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯	7.7程度	丹生山地西方の日本海沿岸～琵琶湖東岸～伊吹山地南縁	不明
	養老・桑名・四日市断層帯	7.7程度	養老山地の東縁	ほぼ0～0.7%
	海溝型 ◆東海地震 ◆東南海地震	8.0程度 8.1程度	南海トラフ(駿河トラフ) 南海トラフ	87% 60～70%
	どこでも起こりうる直下型 ◆町内直下型地震	6.9	大野町中央部	－
参考	兵庫県南部地震	7.3	兵庫県淡路島北部	0.02～8% （発生直前の評価）

出典：国の地震調査研究推進本部，中央防災会議

出典：大野町ホームページ（防災・災害情報）

第４項　　　複合災害対策

町は、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実させます。さらに、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、町民に周知・啓発を図ります。

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとします。また、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めます。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めます。

第３節　防災関係機関

本計画に関連する防災関係機関としては、次表のような組織、団体等があげられます。町は、下記機関と協力・連携し、町内における防災・減災対策の推進に努めるとともに、地域防災力の強化を図ります。

本計画に関連する防災関係機関

区分		防災関係機関
1	県	岐阜県（揖斐県事務所等を含む）
2	警察	岐阜県警察（揖斐警察署）
3	指定地方行政機関	中部地方整備局（木曽川上流河川事務所、岐阜国道事務所）、岐阜地方気象台
4	指定公共機関及び指定地方公共機関	西日本電信電話株式会社、日本赤十字社大野町分区、 中部電力パワーグリッド株式会社大垣営業所、大野郵便局、 自動車輸送機関、報道機関、揖東土地改良区、揖斐川水防事務組合、 揖斐郡消防組合及び大野町消防団
5	その他の公共的団体、民間団体等及び防災上重要な施設の管理者	いび川農業協同組合、揖斐郡森林組合、病院等経営者、 大野町社会福祉協議会、大野町商工会、金融機関、 高圧ガスの取扱機関、火薬取扱機関、ガソリン等危険物取扱機関、 自治会（自主防災組織）、青年団体、防犯防災団体、 交通安全団体、 フラワー都市交流連絡協議会加盟都市（8市町）、嚶鳴協議会（10市町）、 北海道北見市、北海道河西郡芽室町 揖斐建設業協会、大野町建設業協会、大野町建築業協会、揖斐郡医師会、大野町上水道組合、 大野町液化石油ガス協同組合、西濃電気工事協同組合等
6	自衛隊	陸上自衛隊第 35 普通科連隊、航空自衛隊（岐阜基地、小牧基地）

第４節　住民・自主防災組織・民間事業者の役割・責務

第１項　背景、町の取り組み

岐阜県が平成 17 年に制定した『岐阜県地震防災対策推進条例』には、その前文に「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「自らの地域は皆で守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、「県民、事業者、市町村及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割と責務を自覚して、地震防災対策を着実に推進していくことが重要である。」と記されています。

また、岐阜県においては、今日の人口減少・高齢社会を踏まえると、災害時における救出・救助（共助）の担い手の減少や避難行動要支援者の増加が避けられません。そこで県民一人ひとりが災害に自ら備えることで被害そのものを減少（減災）させることが重要となるとの考え方のもと、平成 21 年度から防災啓発キャンペーン「自助実践 200 万人運動」を展開し、

１）自助、共助、公助がバランスよく支えあう社会づくり
２）自助の実践によって、被害が減少する社会づくり
３）地域の力によって、自助を支える社会づくり

を３つの柱に、災害への備えが整った地域づくりを目指してきました。

平成 25 年度からは、岐阜県の地震被害の想定の拡大や県民の防災意識の減少への懸念、東日本大震災における教訓から、今までの防災啓発キャンペーン「自助実践 200 万人運動」を一層強化するため名称を「災害から命を守る岐阜県民運動」に一新し、「災害時　その判断が　分かれ道」をキャッチフレーズに、災害の究極の目標である「災害死ゼロ」を目指し、「命を守る」ことに原点回帰して啓発を展開することとしています。

さらに、第２期岐阜県強靭化計画においては、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても県民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向けて展開していくこととしています。

以上を背景に、町においても、地域防災計画に「自らの生命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」という自助・共助の考え方を取り入れ、住民や自主防災組織、地域の民間事業所による自主的な防災活動を促すような支援・環境整備に取り組みます。その一環として、防災力の向上と減災の活動を普及するため、十分な意識・知識・技能を有する防災士の資格取得の支援を行い、地域の防災リーダーの育成に努めています。

第２項　住民・自主防災組織・民間事業者が果たすべき役割・責務

１　住民

住民は「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方のもと、災害時には、まず第一に自らの身の安全を守るように行動する必要があります。また、平常時には、災害に対する備えを心がけ、防災・減災に自主的に取り組むことが重要です。

住民の役割・責務

	平常時	災害時
住民	○家屋の耐震補強を行う（岐阜県ホームページでの耐震診断や、耐震補強工事の補助等も活用）。 ○家具の配置の工夫や、転倒防止を行う。 ○地域の危険箇所を確認する（土砂崩れや氾濫のおそれのあるところ、地震のときに転倒する可能性があるブロック塀や自動販売機等）。 ○避難路や避難所を確認する（昼間、夜間それぞれについて、家族とともに確認）。 ○災害伝言ダイヤル「171」を利用する等、家族や親族と連絡を取り合う方法を事前に取り決める。 ○住宅用火災警報機を設置する（岐阜県では平成 23 年 6 月から全ての住宅で設置を義務づけ）。 ○テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、日頃から防災情報の入手に努める。 ○防災訓練や講習会等に参加し、応急処置の方法、消火器の使い方等、防災に関する知識を蓄える。 ○非常食、救急用品、日用品等、災害時に必要なものを備蓄する。 ○災害時に持ち出す貴重品、必需品等をまとめておく。	○災害時には、落ち着いてまず第一に自分の身を守る。また、家族に注意喚起する。 ○災害の発生の可能性がある場合は、気象情報や土砂災害警戒情報等に十分に注意する。必要な場合は、早めの自主的避難を心がける。

2　自主防災組織

住民は「自らの生命は自ら守る」という自覚のもと日頃から災害に自主的に備えることが大切ですが、それとともに、「自らの地域は皆で守る」という共助の考えに基づいて、地域の人々とのコミュニケーションを強化したり、連携意識を育んだり、防災訓練を実施したりして、地域全体の防災力を高めておく必要があります。

そうした地域防災力の中心となるのが自主防災組織です。町においても、自治会等を核として数多くの自主防災組織が設置されており、地域単位で自主的な防災活動への取り組みを進めています。これらの自主防災組織の活性化を図るため、町では各地域において防災リーダーとなる防災士の育成を推進しています。

地域の自主防災組織の役割・責務

	平常時	災害時
自主防災組織	○防災に関する知識の習得や住民への普及に努める。 ○防災訓練を実施する。訓練の結果を総括し、不備の改善に取り組む。 ○生活必需品や防災資機材を備蓄する。平素から機材等の整備に努める。 ○地域内の他の防災組織等との連携を密にし、協力体制を構築する。 ○巡視・点検を通じて地域内の危険箇所等を把握し、各地域の住民に周知する。 ○地域におけるコミュニケーションを強化するとともに、避難行動要支援者の把握に努める。	○正確な災害の状況や被害状況を公的防災機関（町・消防署等）に伝達する。 ○初期消火活動や水防活動、負傷者の応急手当等、災害初期の応急対策に携わる。 ○被災者の救出・救助活動を実施する。救出が困難な場合は、公的防災機関に救助を要請する。 ○地域住民の避難を支援し、避難所等の安全な場所に誘導する。 ○居宅等に取り残された避難行動要支援者の発見に努めるとともに、避難等を支援する。 ○炊き出しや応急物資の配分に協力する。

３　民間事業所

民間事業所の経営者等は、事業所は地域社会の一員であるという認識に立って、日頃から防災対策に取り組むことが重要です。火災等の事故災害を起こさないのは当然ながら、不可避の大規模な自然災害に際しても、事業所内の自衛防災組織によって被害を最小限に留める必要があります。また、企業の社会的責任や地域貢献という視点から、災害によって被害を受けた場合でも、重要業務を継続したり、早期に復旧したりできるよう事業継続計画等を整えておくことも大切です。

町は、商工会とともに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めます。

民間事業所の役割・責務

	平常時	災害時
事業者	○建物の耐震性、耐火性を高める。施設を定期的に点検し、危険箇所等が見つかった場合は、速やかに修繕する。 ○危険物等の使用・運搬・保管の方法や手順等を確立し、安全な取扱に努める。 ○消火設備（消火器）の設置や、設備・事務機器等の転倒防止措置等、事前の防災対策を推進する。 ○事業所に自衛防災組織を設置する。 ○従業員に対して、防災訓練や防災教育を実施する。 ○災害対応に必要な物資や資機材の備蓄を進める。 ○事業継続計画（BCP）を策定する。BCP に基づいて、災害後の事業継続に不可欠な燃料・電力等のライフラインやサプライチェーンの確保に努める。 ○地域の防災活動に協力し、支援する。 ○地域の自主防災組織との役割分担等をあらかじめ取り決めておく。 ○従業員の消防団への加入を促進するとともに、従業員の消防団活動が円滑にできるよう配慮する。	○まず第一に、利用者や従業員の生命の安全を確保する。 ○災害が発生するおそれがある場合は、状況に応じて、休業等の措置をとったり、情報を利用者や従業員に周知したりする。 ○初期消火に努める等、所有施設の安全を確保し、災害の拡大や二次被害を防止する。 ○被災者の救出・救助や避難活動の支援等、地域での災害応急対策に協力する。 ○利用者や従業員の中から帰宅困難者が生じた場合は、必要に応じて、一時的な滞在場所や物資等を提供する。 ○BCP に基づいて、事業を継続したり、速やかに再開したりする。

第５節　大規模地震対策

第１項　東海地震に対する対策

１　東海地震と「地震防災対策強化地域」

「東海地震」とは、駿河湾から静岡県の内陸部を震源域とするマグニチュード 8 クラスの巨大地震を指し、いつ起こってもおかしくないと言われています。そのため、昭和 53 年、地震の予知と地震による災害の防止・軽減を目的として「大規模地震対策特別措置法」が施行されました。この法律に基づき、大規模な地震が発生した場合に著しい被害が予想される地域は「地震防災対策強化地域」に指定され、地震防災対策の強化が図られています。

東海地震に関しては、震度 6 弱以上になると予想される静岡県全域と東京都、神奈川・山梨・長野・岐阜・愛知及び三重の各県にまたがる 157 市町村が「地震防災対策強化地域」に指定されていますが、岐阜県内で指定を受けているのは中津川市のみです。

２　大野町における東海地震対策

町においては、東海地震の発生にも対処できるよう、本計画の各項目において防災・減災対策を定めます。ただし、社会的混乱が発生する可能性もあるため、本計画では、そうした混乱の防止のための対策も盛り込みます。

第２項　　南海トラフ地震に対する対策

１　南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域

「南海トラフ地震」とは、遠州灘西部から紀伊半島の南側を経て土佐湾に至るまでの海域を震源とする大規模地震を指します。平成 14 年には、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的として「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下「南海トラフ法」という。）が制定されています。

同法では、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあり、地震防災対策を推進する必要がある地域を「南海トラフ地震防災対策推進地域」（以下「推進地域」という。）と位置づけています。1 都 2 府 26 県 707 市町村が推進地域に指定されており、岐阜県においては、町を含む、県南部の 39 市町村が推進地域に指定されています。

２　南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表されます。

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	監視領域内において、M7.0 以上 M8.0 未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

３　大野町における南海トラフ地震対策

町は、南海トラフ地震に係る推進地域に指定されるとともに、東海地震、東南海地震、南海地震が連動する南海トラフ地震が発生した場合に、震度が 5 強～6 弱（震度 6 弱の地域に人口の 100%が居住）になると予測されています。そのため、本計画は、そうした大規模地震にも対応できる計画とする必要があります。

また、推進地域の指定を受けている町の場合、地域防災計画において、以下の事項を定めるよう努めます。

- 避難施設、避難場所、避難路、消防用施設その他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項
- 南海トラフ地震に伴い発生する被害からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項
- 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- 関係機関等との連携協力の確保に関する事項
- その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項の政令で定めるもの

◆南海トラフ地震被害想定　　資料編　S1-05-01

第６節　他地域における大規模災害への対応

１　基本的な考え方

東日本大震災に示されるとおり、大規模かつ広域的な災害が発生し、甚大な人的・物的被害が生じた場合には、被災自治体に対する他の自治体からの支援が不可欠です。そうした災害が発生したとき、町は、当該災害に関わる情報収集に努めるとともに、被災自治体の状況・ニーズを踏まえつつ、職員の応援派遣、救援物資の送付、被災者の受入等、積極的に支援を行います。

町は、フラワー都市交流連絡協議会及び嚶鳴（おうめい）協議会の加盟自治体や、北海道北見市と災害時相互応援協定を締結しており、協定を締結した自治体が災害によって被災した場合には、相互に応援・支援を実施します。

２　フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定

町は、花をテーマにまちづくりを進める都市同士が交流を通じて魅力ある地域づくりに取り組む全国組織「フラワー都市交流連絡協議会」に加盟しており、加盟都市 9 市町間で「フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定」（平成 11 年 4 月締結）を結んでいます。町は、加盟する他都市において災害が起こった場合、本協定に基づいて、食料・飲料・生活必需品の提供や児童生徒の受入れ等の応援を行います。

３　嚶鳴協議会「災害時における相互応援に関する協定」

嚶鳴協議会は、ふるさとの先人を活かしたまちづくり、人づくり、心そだてに取り組む自治体によって構成される組織です。この協議会に加盟する全国の自治体のうち 11 市町は、「災害時における相互応援に関する協定」（平成 25 年 6 月締結）を結んでいます。被災自治体が独自では十分な応急・復旧対策が実施できない場合、相互に協力し、食料・飲料水・生活必需品・医薬品等の供給、救援活動及び応急復旧に必要な職員・車両等の派遣・提供、被災者の一時受入施設の提供、災害ボランティアのあっせん、地元企業・団体等への被災地支援の協力要請等、それぞれの実情に合わせた応援を行うこととしています。

４　北海道北見市「友好都市災害時等相互応援に関する協定」

今後予想されている南海トラフ等大規模地震などの大規模災害の際には、他地域の自治体との応援協力が重要との認識から、町は友好都市である北見市と、災害対策基本法の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態が発生し、災害等が発生した市町（被災市町）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等が実施できない場合に、当該災害等に被害を受けていない市町（応援市町）が、被災市町における応急、復旧、復興対策等を円滑に遂行するため、相互の応援体制について協定を締結しました。

５　北海道河西郡芽室町「災害時等の相互応援に関する協定書」

町は、友好都市である芽室町と、災害対策基本法に規定する災害が発生し、被災町独自では十分に被災者の救援等の応急措置等ができない場合に、協定町が応援及び応急措置等を円滑に遂行するため、相互応援協定を締結しました。協定では、救援及び救助活動に必要な車両・機械・用具の提供、食料・飲料水・生活必需品等の提供、必要な職員の派遣、ボランティアの斡旋などを応援内容として掲げています。

６　高知県高岡郡佐川町「災害時等の相互応援に関する協定」

町は、佐川町と北海道北見市の姉妹都市及び大野町と北見市の友好都市としての交流を通じた繋がりがきっかけとなり、相互応援協定を締結しました。協定では、災害等が発生した町（被災町）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、当該災害等に被害を受けていない町（応援町）が、被災町における応急、復旧、復興対策等を円滑に遂行するため、相互の応援体制について定めています。

第７節　原子力災害対策

１　原子力災害対策の目的

岐阜県には原子力事業所はありませんが、隣接県では福井県の４市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）及び石川県の１町（志賀町）に計７か所（14 基）の原子力事業所があり、町は、最寄りの原子力事業所から約 60km の距離にあります。そのため、こうした原子力事業所で事故が発生すると、気象条件等によっては、その影響が及ぶ可能性があります。

岐阜県は、令和４年３月に公表した「岐阜県地域防災計画【原子力災害対策計画】」（岐阜県防災会議）の中で、「原子力災害対策重点地域」（原子力災害を重点的に充実すべき地域、原子力施設から概ね 30km の範囲）と「原子力災害対策強化地域」（原子力災害対策重点地域に準じて原子力災害対策を強化する地域）を指定しています。町は、岐阜県が実施した「放射性物質拡散シミュレーション結果」（平成 24 年９月公表、同年 11 月追補版公表）によって「実効線量が年間 20 ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域」とされ、「原子力災害対策強化地域」に指定されています。

◆岐阜県周辺の原子力事業所位置図　　　資料編　S1-07-01

◆対象とする原子力事業所　　　資料編　S1-07-02

２　大野町における原子力災害対策

町は、「岐阜県地域防災計画【原子力災害対策計画】」において「原子力災害対策強化地域」に指定されていることから、事業者や国、県、関係機関と連携して必要な対策を実施することとし、対策の概要を本計画の中で示します。